

2. 医薬品に関する情報の伝達・周知

【サマリー】

医薬品に関する情報の伝達・周知は薬剤師の必須業務である。緊急性が高く重要な医薬品情報については、必要な職員および対象患者に迅速かつ確実に伝達・周知するよう工夫する必要がある。医師・薬剤師・看護師等の医療従事者が日常必要とする医薬品情報については、各施設の状況や情報の受け手の要望に応じた伝達・周知手段で対応する。また、DI担当薬剤師が病棟担当薬剤師等をはじめとして薬剤部各部門と密に連携することは、医薬品情報を合理的かつ積極的に伝達・周知することにもつながり重要である。

【具体的な業務内容】

(1) 伝達・周知すべき主な医薬品情報

緊急安全性情報（イエローレター）、安全性速報（ブルーレター）、回収情報、医薬品・医療機器等安全性情報、医薬品の適正使用に関するお知らせ、使用上の注意の改訂指示通知等、厚生労働省および医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページに掲載されている医薬品情報を精査したのち、医療従事者および必要があれば対象患者へ伝達・周知する必要がある。

また自施設の採用医薬品情報（院内医薬品集、適正使用情報等を含む）は定期的に、未承認等医薬品の取扱い情報（未承認、適応外、禁忌）・副作用報告等は必要に応じて伝達・周知する。各施設で必要な医薬品情報が異なることも想定されるが、製剤学的特性一覧（簡易懸濁可否情報、粉碎可否情報、配合変化情報、溶解後の安定性情報等）や手術前およびPET/CT検査前等に中止を検討すべき医薬品一覧、妊産婦・授乳婦・小児等への医薬品投与一覧、腎機能低下患者への医薬品投与一覧、周術期中止すべき医薬品の一覧等について医療従事者に伝達・周知することは、日常業務の効率化につながり検討する価値がある。

(2) 主な医薬品情報の伝達・周知手段

重要な安全性情報や回収情報等、緊急性が高く迅速な情報提供が必要な医薬品情報については、薬剤部で直ちに使用患者および使用状況を把握できる体制を整えておくことが望ましい。特に市販後安全対策が重要となる医薬品は、例えば使用できる医師や患者を限定する等も一案である。把握した医薬品情報については、該当診療科責任者や処方医師に個別に面談、電話連絡を実施する、あるいは電子メールや電子カルテを活用する等、各施設の状況に応じて迅速かつ確実に情報伝達・周知できる手段で実施すべきである。

特定の患者において、医薬品による副作用が生じた場合、あるいは使用薬剤で回収措置が必要になった場合等には、該当患者のカルテに記載するとともに患者本人や家族にも十分に情報伝達・周知するよう担当医師および担当薬剤師に促す。また他診療科や他施設を受診した場合に情報共有ができる手段も構築しておくことが望ましい。

緊急性は高くないが重要な医薬品情報、定期的に伝達・周知することが望ましいと考えられる医薬品情報、日常必要とする医薬品情報等については、院内ホームページ、メーリングリスト、院内医薬品集の発行および改訂、印刷物の配布、電子カルテやオーダーリングシステムが備わっていれば院内ネットワークを活用して周知する等、各施設の状況や要望に応じた伝達・周知手段を用いて対応する。

また多くの施設で、薬剤師がチーム医療の一員となり活動し、カンファレンス等へ積極的に参加しているため、各部門の薬剤師と密に連携し、各委員会やカンファレンスで情報伝達・周知を行うことも効果的な手段の一つである。

5. 病棟担当薬剤師等の臨床薬剤師との連携・支援

【サマリー】

DI担当薬剤師は、特定の患者の薬物療法に関する問合せへの対応などの情報検索を行う際に、患者背景を把握した上で、適切な情報を検索し速やかに提供できるよう努めなければならない。そのためには病棟担当薬剤師等の臨床薬剤師との連携が極めて重要であり、随時コミュニケーションを図り、適切な情報を検索する必要がある。また、臨床現場における医薬品に関連した事例（投薬状況、副作用発生、未承認等医薬品の使用、臨床研究実施等）を速やかに把握するために、臨床薬剤師とのカンファレンス等を行うことが必要である。能動的な情報提供にあたっては、日々更新される医薬品の安全使用のために必要となる未承認等医薬品を含む様々な医薬品の適正使用情報を臨床薬剤師に提供しなければならない。

(3) 医療従事者への情報提供・周知の連携

イエローレター、ブルーレター、医薬品医療機器等安全性情報等の発出時は、使用している患者・診療科・医師を把握し、臨床薬剤師と連携を図り、医療従事者および対象患者への速やかな情報提供を行う。

医療従事者からの質疑応答記録を基に、院内ネットワーク等で閲覧できるようなデータベースを作成することは、臨床薬剤師も有効活用できるため、DI室を中心に一元管理が図られていると良い。

6. 安全性情報の入手と整理・活用

【サマリー】

医薬品に関する安全性情報は厚生労働省・PMDAや製薬企業だけでなく、新聞、雑誌、インターネットなど様々な媒体で発信されている。DI担当薬剤師は氾濫する情報を精査し、適正に見極め、伝達する項目を選定して優先順位を判断する能力が必要となる。また、その情報を迅速かつ効果的に医療従事者や患者へ伝達・提供し、患者の安全性確保に寄与する。また、院内における副作用発現事例について、特に重篤あるいは未知の副作用は医薬品・医療機器等安全性情報報告制度に則り、PMDAへ報告する。さらに、職員に対して副作用（安全性情報）報告推進のための啓発活動を行う。

【具体的な業務内容】

(1) 外部からの安全性情報の入手と整理・活用

1) 公的情報（厚生労働省、PMDA等）

PMDAメディナビに登録し、PMDAから発行される医薬品の安全性に関する情報を迅速に入手できる環境とする。入手した安全性情報の緊急度・重要度を評価し、イエローレターやブルーレターのような緊急度・重要度の高い情報については、当該安全性情報で注意喚起された医薬品が処方されている患者を特定し、迅速に医師とともに対応する等の手順を決めておくことよい。

PMDAのホームページから定期的に発行される医薬品・医療機器等安全性情報や医薬品安全対策情報（Drug Safety Update）、RMPなどの情報については、速やかに入手し、適切に加工して病院内の関係部門に情報提供を行う。さらにWHO、FDA等の情報を定期的に確認することも有用であろう。